

令和7年第5回 広島市議会定例会提出案件

予算案	条例案	その他の 議案	計	報告
8件	8件	8件	24件	2件

1 予算案

- (1) 令和7年度広島市一般会計補正予算（第4号）
- (2) 令和7年度広島市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 令和7年度広島市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (4) 令和7年度広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (5) 令和7年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計補正予算（第1号）
- (6) 令和7年度広島市水道事業会計補正予算（第1号）
- (7) 令和7年度広島市下水道事業会計補正予算（第1号）
- (8) 令和7年度広島市安芸市民病院事業会計補正予算（第1号）

2 条例案

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
（企画総務局）</p> | <p>地方公務員の育児休業等に関する法律で定める部分休業に準じた小学校1年生から3年生までの子の養育に係る無給の休暇制度を新設するもの</p> |
|---|---|

施行期日 令和8年4月1日

(2) 市議会議員の議員報酬、費用弁
償及び期末手当に関する条例の
一部改正について（企画総務局）

期末手当の改定によるもの

0. 0 5 月分増額

施行期日 公布の日

(3) 特別職の職員の給与に関する条
例の一部改正について
（企画総務局）

期末手当の改定によるもの

0. 0 5 月分増額

施行期日 公布の日

(4) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
(企画総務局)

(主な改正内容)

1 給与改定によるもの

給与月額の改定率 2. 95%

期末・勤勉手当 0. 05月分増額

施行期日等 公布の日。ただし、給与月額
の改定については、令和7年4月1日
から適用

2 国の地域手当の見直しを踏まえた改定

(1) 地域手当の支給割合の引下げ
9%→8%

(2) 給料表の改定
地域手当の支給割合の引下げに伴
い給料月額を改定

施行期日 令和8年4月1日

(5) 広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正について
(教育委員会)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正を踏まえ、教育職員の処遇改善を図るため、関係条例の一部改正を行うもの

1 広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正

(主な改正内容)

教職調整額を給料月額の4%に相当する額から10%に相当する額に段階的に引き上げる。

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(主な改正内容)

義務教育等教員特別手当の支給限度額を月額8,000円から月額8,600円に改定し、職務の級及び号級の別に応じ、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、規則で定める額を支給することとする。

3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

学級を担当する業務に係る義務教育等教員特別手当の加算措置を踏まえ、多学年学級担当教育職員の特殊勤務手当を廃止する。

施行期日 令和8年1月1日

(6) 広島市職員等の旅費に関する条例の一部改正について (企画総務局)

国家公務員の旅費制度に準じ、旅費の種目、内容等を定めるもの

(主な改正内容)

宿泊料について、原則として国の基準額の範囲内において実費で支給する。

施行期日 令和8年4月1日

(7) 広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例等の一部改正について（企画総務局）

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の改正に準じて改正するもの

（主な改正内容）

退隠料及び遺族扶助料の引上げ

1 令和6年度の改定

改定率 2.70%

2 令和7年度の改定

改定率 1.90%

施行期日等 公布の日。ただし、令和6年度の改定については令和6年4月1日から適用し、令和7年度の改定については令和7年4月1日から適用する。

(8) 広島市都市計画関係手数料条例
の一部改正について
(都市整備局)

建築基準法施行令等の改正に伴う規定の整備

施行期日 公布の日

3 その他の議案

(1) 当せん金付証票の発売金額について (財政局)

令和8年度の当せん金付証票の発売金額

120億円以内

(2) 指定都市高速道路の整備計画の
変更に係る同意について
(道路交通局)

広島高速道路公社が広島高速道路の整備計画の変更に係る国土交通大臣の許可を受けようとするもの

(計画変更の内容)

1 工事の施行の変更

車線数を暫定的に二車線とする区間から広島高速 2 号線の区間を除く。

変更理由

広島高速 2 号線の暫定二車線区間を四車線化する整備の追加による。

2 全体事業費概算額の変更

現 行	変 更 後
4, 4 9 0 億円	4, 8 1 0 億円

変更理由

広島高速 2 号線の暫定二車線区間の四車線化及び東雲ランプ南方向出入路の整備の追加による。

3 完成予定年度の変更

現 行	変 更 後
令和10年度	令和19年度

変更理由

広島高速2号線の暫定二車線区間の四車線化及び東雲ランプ南方向出入路の整備の追加に伴う事業期間の延長による。

(3) 地方独立行政法人広島市立病院機構第4期中期目標を定めることについて（健康福祉局）

地方独立行政法人広島市立病院機構の第4期中期目標を定めるもの

期間 令和8年4月1日～令和12年3月31日

(4) 公の施設の指定管理者の指定について（健康福祉局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市総合福祉センター

2 指定の相手方

社会福祉法人広島市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(5) 公の施設の指定管理者の指定について（健康福祉局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市医師会運営・安芸市民病院

2 指定の相手方

一般社団法人広島市医師会

3 指定の期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

(6) 市道の路線の廃止について
(道路交通局)

東1区518号線など2路線

(7) 市道の路線の認定について
(道路交通局)

東1区518号線など9路線

(8) 変更契約の締結について
(道路交通局)

天皇原トンネル（仮称）建設工事

請負金額の変更

変更前	74億5,443万3,800円
変更後	76億1,869万7,900円

変更理由

不安定な地質の確認に伴うトンネル支保工の変更等による。

4 報告

(1) 専決処分の報告について (道路交通局ほか)

道路の管理^{かし}瑕疵等に係る損害賠償額の決定

道路の管理^{かし}瑕疵

1 件 1 万 2, 3 3 1 円

交通事故

8 件 1 2 6 万 2, 2 7 1 円

その他

3 件 9 4 万 8, 1 1 0 円

(2) 専決処分の報告について (都市整備局)

市営住宅に係る家賃等の長期滞納者に対する
家屋明渡等の訴えの提起

3 件